

浜松市公告第 281 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成 25 年 3 月 21 日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ浜松泉町店  
静岡県浜松市中区泉 6 番 1 号

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

名称	変更前	変更後	変更日
ユニー株式会社	代表取締役 前村哲路	代表取締役 佐古則男	H25. 2. 21

(2)小売業者の代表者氏名

名称	変更前	変更後	変更日
ユニー株式会社	代表取締役 前村哲路	代表取締役 佐古則男	H25. 2. 21

3 変更年月日

上記のとおり。

4 変更する理由

大規模小売店舗設置者の代表者の変更、及び小売業者の代表者の変更の為。